平成 16 年度 情報公開制度実施状況及び個人情報保護制度利用状況

(1)情報公開制度

『情報公開制度』は、町が持っている様々な情: 報(公文書等)を住民の皆さんからの請求により: (平成16年4月1日~平成17年3月31日)の請求 公開する制度です。

上三川町情報公開条例に基づく、平成16年度 内容等は下表のとおりです。

番号	受付日	決定日	公開の可否	情報の主な内容	担当課
1	平成16年 4月27日	平成16年 4月27日	公 開	第10回感染性医療廃棄物中間処理施設 設置協議会議録	生活環境課
2	平成16年 4月27日	平成16年 4月27日	公 開	第10回感染性医療廃棄物中間処理施設 設置協議会議録	生活環境課
3	平成16年 5月 6日	平成16年 5月 7日	部分公開	田川・江川の水質調査の結果 (平成11年~15年度)	生活環境課
4	平成16年 5月 7日	平成16年 5月12日	公 開	行政事務連絡員名簿	総務課
5	平成16年 5月 7日	平成16年 5月12日	公 開	行政事務連絡員名簿	総務課
6	平成16年 5月26日	平成16年 5月27日	公 開	第7回感染性医療廃棄物中間処理施設設 置協議会議録	生活環境課
7	平成16年 6月 3日	平成16年 6月 3日	公 開	上三川町役職員名簿	総務課
8	平成16年 9月 8日	平成16年 9月 8日	部分公開	自治会長名簿	総務課
9	平成16年 11月 8日	平成16年 11月 9日	公 開	第12回感染性医療廃棄物中間処理施設 設置協議会議録	生活環境課
10	平成16年 11月25日	平成16年 11月29日	公 開	田川・江川の水質調査の結果 (平成7年~11年度・平成16年度)	生活環境課
11	平成17年 1月24日	平成17年 1月24日	部分公開	感染性医療廃棄物処理施設事前協議内容 変更承認協議書	生活環境課
12	平成17年 2月 8日	平成17年 2月10日	部分公開	感染性医療廃棄物問題学習会のビデオ	生活環境課

なお、『情報公開制度』に基づく決定等に不満がある場合、決定を知った日の翌日から60日以内に不服 申立てをすることができますが、平成16年度の不服申立ては0件でした。

(2) 個人情報保護制度

『個人情報保護制度』は、個人情報の適正な取扱:保障及び個人の権利利益を保護する制度です。 いを確保し、町が保有する自己の個人情報に対する: 開示・訂正・削除・目的外利用及び外部提供の中止 : 度(平成16年4月1日~平成17年3月31日)の の各請求の権利(以下「開示等請求」といいます。) 開示等請求は次のとおりです。

上三川町個人情報保護条例に基づく、平成16年

- 1 個人情報取扱事務登録件数 451件
- 2 開示等請求の件数及び内容 0件
- 3 開示等請求における決定等の件数及び内容 0件
- 4 開示等請求における不服申立ての件数及び処理状況 0件
- 5 個人情報に関する苦情の申出件数及び処理状況 0件

児童手当 認定請求 (所得制限あり)

児童手当は、小学校第3学年修了前(9歳到達後最初の年度末まで)の児童を養育している人に支給されます。受給資格が消滅している人及び6月分から新たに受給申請する人は、5月1日から5月31日までに次の書類を添付し、認定請求をしてください。

◎健康保険証のコピー

- ※ 被保険者(保護者のもの)の氏名・生年月日が確認できる部分のコピーが必要です。
- ◎平成17年度児童手当用の所得証明書(平成 16年中の所得を証明したもの)

平成17年1月2日以降に転入した人は提出が必要です。

※ 今年の1月1日に住民登録をしていた市役所、町役場で交付してもらってください。 (所得証明書の発行は、市町村により発行可能日が異なりますので、事前に各市町村に確認をしてください。)

◎印かん

◎その他必要に応じて提出する書類があります。

※ すでに児童手当等を受けている人が、続けて手当を受けるには、毎年6月に「現況届」を提出しなければなりません。(用紙は6月中旬に郵送します)

この届は、毎年6月1日現在における状況を記載し、児童手当等を引き続き受ける要件があるかどうかを確認するためのものです。

この届の提出がないと、6月分以降の手当が受けられなくなりますので、必ず提出してください。提出期限は6月30日です。詳しくは6月号の広報に掲載します。

▼問い合せ先=健康福祉課 児童福祉係 ☎ 669130

「安全・快適なくらしは、水道から」

6月1日から7日までは水道週間

水は、日ごろ顔や手を洗ったり、お風呂や水洗トイレなど、いろいろなところで使われています。私たちは、1日として水なしでは安心して暮らすことはできません。

皆さんも大切な水道水について考えてみましょう。



□「こんな時は、水道の手続きを忘れずに」

◇転居・転入などで使用を開始する場合

・・・・・・・・・・・・・給水開栓届

◇料金を□座振替にする場合、又は□座番号・ □座名義人を変更する場合

・・・・・・・・・・・□座振替依頼届

◇使用者が死亡などで名義を変更する場合

・・・・・・・・・・・給水使用者変更届

▼問い合せ先=水道課 業務係 ☎ 669168

マナーアップ !!

~一人ひとりが心がけましょう~





公園利用上のお願い ~公園利用上のマナー~

- ●小さいお子さんが利用する場合には、保護者が 必ず付き添ってください。
- ●トイレ、ベンチなどの施設への落書きは絶対に しないでください。
- ●園内でのゴルフ、ラジコンは禁止です。
- ●公園内で火災が発生しています。ゴミ、タバコの ▼問い合せ先=都市計画課 都市整備係 吸殻は持ち帰ってください。また、花火は禁止で
- す。(公園内での火気使用は禁止しています。)
- ●民家が隣接している園内の駐車場では、騒音が 迷惑になりますのでエンジンを止めてください。
- ●他の利用者の迷惑になる行為、危険な行為はし ないでください。
 - **2** 569141

犬やネコの飼い主のマナー ~ペットが近所から好かれるために~

- ●犬を飼う場合は町への登録が義務付けられてい ます。また、年1回、狂犬病の予防注射をうけ てください。
- ●散歩中のフンは飼い主が持ち帰りましょう。こ つする習慣はしつけによって変えられます。
- ●犬の放し飼いは法律で禁止されています。夜間 に放し飼いするのも、散歩中に公園で放すのも 禁止です。
- ●ネコに畑やビニールハウスの作物を荒らされた り、庭や芝生にフンをされたという苦情が多く 寄せられています。ネコはつないでおく義務は ありませんが、近所の迷惑にならないよう注意 してください。
- れは最低限のマナーです。また、散歩中に排せ ●犬やネコを捨てる行為は犯罪です。(30万円以 下の罰金)。繁殖させたくない場合は、不妊手術 をおすすめします。
 - ▼問い合せ先=生活環境課 環境係 ☎ 669133

左側:退任された 秋山 幸さん 右側:委嘱された 藤田 猛さん

猛さんに行政相談委員を委嘱 藤田

平成17年3月31日をもって、総務大臣より行政相談委員 を委嘱されておりました、秋山幸さん (愛宕町) が退任され、 藤田猛さん(下神主)が4月から新しく委嘱されました。行 政相談委員は、身近な場所で行政上の困りごとについて、住 民の皆さんから広く行政(役所)に対する苦情や意見・要望 等を聞いて、苦情の解決を促進するとともに、それらの意見 をもとに行政運営の改善を進めることをボランティアとして 行っています。相談所で定期的に相談を受けるほか、自宅で も相談に応じますのでお気軽にご相談下さい。

住所:上三川町大字上神主522番地5

電話: 0285-53-5663

人権擁護委員制度をご存知ですか?

~6月1日は人権擁護委員法が施行された日です~

日本が戦後新しく生まれ変わった時、何よりもまず国民の基本的人権の擁護と人権尊重思想の普及高揚が強く求められ、基本的人権の尊重を基調とした日本国憲法が制定されました。

このような背景の下に、昭和23年にまず制令に 基づいて人権擁護委員制度が設けられ、翌24年6 月1日に人権擁護委員法が施行されました。これ により、地域住民の中にあって国民の基本的人権 を擁護する機関である人権擁護委員制度が誕生し ました。

近年の我が国社会の人権状況を見てみますと、同和問題を始め、女性、子ども、高齢者、障害のある人、アイヌの人々、外国人、HIV感染者等、刑を終えて出所した人の問題、更には、高度情報社会を反映したインターネット、携帯電話などの新しいメディアを利用した差別事象や、プライバシーの侵害問題などが発生し、人権問題は多様化しています。

最近、心の豊かさを育むことに関心を持たない 風潮や、他人への思いやりの心が薄れ、自己の権 利のみを主張する傾向が見受けられます。このよ うなことが、児童虐待、家庭内暴力等の残忍で人 の生命を軽んじるような痛ましい事件が多発する 状況となっています。

平成14年に策定された「人権教育・啓発に関する基本計画」は、国民一人ひとりが人権尊重の理念を正しく理解することの重要性を指摘するとと

もに、生命の尊さ・大切さや、自己のかけがえのない存在であると同時に他人もかけがえのない存在であること、他人との共生・共感の大切さを真に実感できるような啓発を推進する必要があるとしています。

そこで、法務省と全国人権擁護委員連合会では、 人権尊重思想の普及高揚を図る啓発活動を一層効果的なものとしていくため、「思いやりの心」と「かけがえのない命」を大切にすることを国民の一人ひとりの心に訴える啓発活動を行っていく必要があります。このような視点から、本年度の啓発活動重点目標を「育てよう 一人ひとりの 人権意識」、サブテーマを「思いやりの心・かけがえのない命を大切に」と定め、国民一人ひとりが主体的に豊かな人権意識を育てていくような啓発活動を積極的に展開しています。

人権は、人間が幸福な人生を送る上で、最も大切な権利です。自分だけでなく、全ての人の人権が尊重されなければなりません。

国の内外を問わず、人々がお互いに人権を守る ことによって明るい社会を作ることが、私たちの 願いです。

全国人権擁護委員連合会では、6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、この日を中心として皆さんとともに、一層の人権尊重思想の啓発に努めることを申し合わせております。相談は無料で、秘密は守られます。お気軽にご相談ください。

○相談所開設

- ▼日時=6月1日(水) 午前9時~正午
- ▼場所=老人福祉センター

○町の人権擁護委員田中文雄さん(愛宕町)稲葉敬子さん(下神主)小久保美枝子さん(東汗西)松坂正孝さん(下町3区)杉山栄治さん(西蓼沼)

人権擁護委員に杉山栄治氏を任命

平成17年3月31日付けで退任されました小口貞夫さん(上郷5区)に代わり、町の新しい人権擁護委員に杉山栄治さん(西蓼沼)が4月1日付けで法務大臣から任命されました。

人権擁護の精神に基づき、明るい 社会づくりに活躍されることが期待 されます。



新しく人権擁護委員に 任命された杉山栄治さん

▼問い合せ先=健康福祉課 人権推進係 ☎ 669153



民年

金

「保険料は納めたい、でも今は余裕がない から後で納めたい」という若い人のための 年金制度が平成17年4月からできました。

○若年者納付猶予制度 …… 今までは、同居している世帯主の所得を対象とした保 険料免除の制度しかありませんでしたが、4月1日から、 30歳未満の人については、世帯主の有無にかかわらず、 本人及び配偶者の所得要件で保険料納付が猶予になり、 後から納めることのできる制度ができました。

▼ 対象者=

- ●第1号被保険者で30歳未満であること (30歳に達する日の属する月の前月まで認 められます。)
- ●所得が一定以下であること ※年収のめやす(平成17年度基準) 4人世帯(夫婦・子2人)… 258万円 2人世帯 (夫婦のみ) …… 157万円 単身世帯……122万円

▼手続き=

住民課国民年金係窓口にあります「国民年 金保険料免除・納付猶予申請書しに必要事項 を記入してください。

▼ 持参するもの=

- ①年金手帳、又は基礎年金番号通知書
- ②失業したことにより申請を行うときは、失業 したことがわかる公的機関の証明書の写し

▼ 受付期間=

毎年申請が必要となりますので、

- ●4月から承認を受けようとする人は5月31 日巛まで
- ●7月から承認を受けようとする人は8月31 日似まで

に手続きをしてください。

◎学生納付特例制度 …… 収入が少ない学生のために、社会人になってから保険 料を追納することができる制度です。

▼ 対象者=

- ●第1号被保険者であること
- ●学生であること
- ●学生本人の前年収入が118万円以下である 7

▼手続き=

住民課国民年金係窓口にあります「学生納

付特例申請書」に必要事項を記入してください。

▼ 持参するもの=

年金手帳、在学証明書又は学生証の写し

▼ 受付期間=

毎年の申請が必要となりますので、4月か ら承認を受けようとする人は5月31日巛まで に手続きをしてください。

※申請日と認められる期間

※申請日と認	8月以降记	_ F.		
申請日	万	認期間	申請できま	J T
	若年者納付猶予 学生納付		内付特例	_
17年4月	17/4/0 10/4/0	17年3月 1	5年所得で審査	
	17年4月~18年3月 16年所得で審査	17年4月~18年3月 16年所得で審査		
17年5月~6月				
17年7月	17年7月~18年6月 16年所得で審査	10年97	付で番直	



▼問い合せ先=住民課 国民年金係 **2** 669127